

経 済 産 業 省

20180419 貿 局 第 1 号
輸出注意事項30第14号
経済産業省貿易経済協力局

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」（平成22年3月15日付け輸出注意事項22第16号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成30年6月1日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」の一部改正について

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」（平成22年3月15日付け輸出注意事項22第16号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年7月1日から施行する。

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について（平成２２年３月１５日付け輸出注意事項２２第１６号）

改 正 後	現 行
１～４ （略） ５ 輸出の承認 輸出の承認は、当該申請が上記３及び４に従って行われたものであることを確認し、国際協定等により認められる範囲内で承認を行うこととする。 <u>なお、アフガニスタン向けの無水酢酸の輸出は、国連安保理決議第１３３３号等に基づき、原則、承認を行わない。</u> 別紙第１ １・２ （略） <u>３ ４－アニリノ－１－フェネチルピペリジン及びその塩類</u> <u>４～１５ （略）</u> <u>１６ １－フェネチルピペリジン－４－オン及びその塩類</u> <u>１７～２０</u>	１～４ （略） ５ 輸出の承認 輸出の承認は、当該申請が上記３及び４に従って行われたものであることを確認し、国際協定等により認められる範囲内で承認を行うこととする。 別紙第１ １・２ （略） （新設） <u>３～１４</u> （略） （新設） <u>１５～１８</u> （略）